

○射水市空き家対策支援事業補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市内における老朽危険空き家の解体を促進し、解体後の住宅建築を支援するため、射水市補助金等交付規則(平成 17 年射水市規則第 28 号)第 17 条の規定に基づき、射水市空き家対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「老朽危険空き家」とは、市内にある人の居住の用に供する建築物又は主として人の居住の用に供する部分からなる建築物（損壊等により現に居住の用に供することが困難であるものを含む。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものであり、かつ、その状態が続くと倒壊につながるおそれがあり、周辺の生活環境の保全を図る観点から放置することが不適切である状態にあるものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、増加する空き家の対策として、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会の実現に寄与するとともに、地域の活性化を推進するため、老朽危険空き家の解体に要する経費及び解体後の住宅の新築に要する経費に対し、予算の範囲内において、老朽危険空き家解体補助金（以下「解体補助金」という。）及び新築住宅補助金（以下「新築補助金」という。）を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第 4 条 解体補助金の交付の対象は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一戸建ての住宅（併用住宅の場合は、延べ床面積の過半数が専ら居住の用に供されているもの）であり、老朽危険空き家と認められるもの（附属建物を含む。）
- (2) 申請者が所有者であり、対象となる老朽危険空き家の所有権が明確であること。
- (3) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの
- (4) 空き家となって 6 か月以上経過したもの
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者が、現在居住している市区町村の税を滞納していないこと。
- (6) 射水市内の業者が解体工事を行うこと。

- 2 新築補助金の交付の対象は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 解体補助金を利用して解体し、その跡地に自己が居住する住宅を新築するもの
 - (2) 解体補助金の交付申請書に新築する旨の記載をし、かつ解体後1年以内に新築補助金の申請を行い、その年度内に完成し、居住できるもの
(補助金の額等)

第5条 解体補助金の額は、解体工事に要する費用の2分の1とし、50万円を限度とする。ただし、1平方メートル当たりの工事単価の上限は、国土交通大臣が定める不良住宅標準除却費（木造住宅の除却工事費）とする。

- 2 新築補助金の額は、新築工事に要する費用の2分の1とし、60万円を限度とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 解体補助金の交付を受けようとする者は、解体工事着工前に射水市空き家対策支援事業老朽危険空き家解体補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の現況写真
 - (2) 空き家の位置図
 - (3) 解体工事見積書の写し
 - (4) 昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる書面の写し
 - (5) 納税証明書（世帯全員の状況が分かるもの）
- 2 新築補助金の交付を受けようとする者は、新築工事着工前に射水市空き家対策支援事業新築住宅補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 新築場所の位置図
- (2) 新築工事見積書の写し
- (3) 建築確認申請書の写し
- (4) 射水市空き家対策支援事業補助金交付決定通知書（解体補助金）の写し
- (5) 納税証明書（世帯全員の状況が分かるもの）

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査、現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、射水市空き家対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業が完了したときは、射水市空き家対策支援事業実績報告書（様式第 4 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体補助金の交付を受けようとする者は、建築物除却届の写し
- (2) 新築補助金の交付を受けようとする者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める確認済証の写し
- (3) 新築補助金の交付を受けようとする者は、世帯全員の住民票
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 支払が確認できる書面の写し
- (6) 工事着工前、施工中及び完成後の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、射水市空き家対策支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、射水市空き家対策支援事業補助金交付請求書(様式第 6 号)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。